

中小企業におけるM & Aの実態

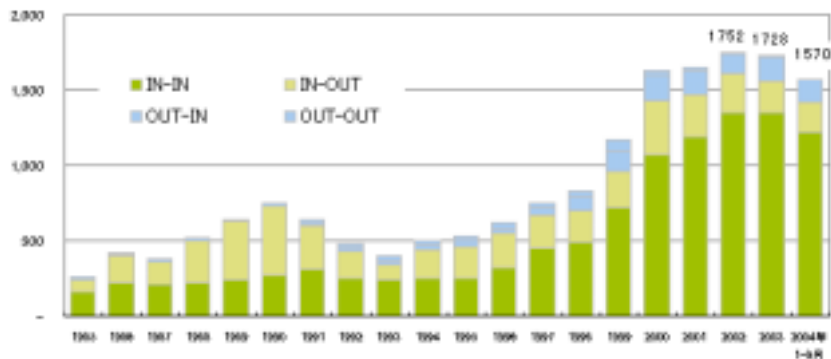
平成16年11月

中小企業庁

1. 日本におけるM & Aの活用実態

M & Aには、グループ内再編等外部から必ずしも明らかではないケースも多く考えられるため、M & A件数の絶対量の把握は困難。ただし、新聞等での公表ベースの数字では、M & Aの件数は近年増加していることがわかる。

マーケット別M & A件数の推移



IN-IN 日本企業同士のM & A
 IN-OUT 日本企業による外国企業へのM & A
 OUT-IN 外国企業による日本企業へのM & A
 OUT-OUT 日本企業が海外で買収した企業が絡むM & A

出典：株式会社レコフHP

データソースは日経4紙、一般紙、地方紙、専門誌、ニュースリリース等

M & Aの定量データ(2003年実績)

全体	1,728件
国内企業同士	1,325件
未上場企業の関係するM & A	
未上場同士	484件
未上場が上場を買収	41件
上場が未上場を買収	589件
MBO	31件
株式移転・株式交換	52件
会社分割	195件

出典：月刊誌「マール」株式会社レコフ

2. 中小企業におけるM & A

中小企業が関係するM & Aの件数を定量的に把握したデータは存在しないため、中小企業のM & Aを扱う会社や専門家にヒアリングを行った。

ヒアリング先 : M & Aコンサルティング会社

公認会計士、税理士 等

ヒアリング期間 : 平成16年 9月～10月

ヒアリング内容 : 中小企業におけるM & A活用実態

- ・どれくらい利用されているか
- ・どのような動機や目的に基づき行われているのか
- ・どのような手法(合併、株式交換等)が利用されるか

3. ヒアリング結果 活用件数

中小企業が関係するM & Aがどれだけあるか、大まかな感覚に基づき回答を得たところ、中小企業が絡むM & Aは一定程度のボリュームがあり、かつ、増加傾向にあることがわかった。

〔ヒアリングでの声〕

- ・中小企業の絡むM & Aとしては、大企業が中小企業を取得するケースが非常に多く、中小企業が中小企業を取得するケースも結構多い。
- ・中小企業が大企業(またはその事業の一部)を取得するケースは少ない。
- ・後継者対策や事業再生等の場面での活用が増えている。
- ・ドラッグストア等、一部の業界ではシェア拡大によるコスト削減・利益確保のため、中小企業の統合が急激に進んでいる。
- ・新聞等には載らない案件が多く、中小企業におけるM & Aの件数は、2000件弱という数字と同等か、その数倍程度あるかもしれない。

3. ヒアリング結果

目的

中小企業がM & Aを行う際の主な目的を、売り手及び買い手ごとに分けて整理すると以下のとおり。

売り手

・後継者対策(一番多いという声が多かった)

どちらかと言うと優良企業にニーズが高いが、問題が眼前に差し迫っておらず、成約まで時間がかかるケースが多い。

・事業承継にあたっての相続税評価対策(株価対策)としてグループ会社の統合等が行われるケース。

・不採算部門の売却

・信用補完のため第三者割当増資を引き受けてもらうケース

・収益力はあるが退職給付債務等財務リスクを抱えている企業が身売りするケース

買い手

・資金力のある企業がシェアを拡大して利益率を上げるために、同業他社を買収するケース

・IT産業等でIPOして成功し、資金量は豊富だが投資効率が上がらない会社が、全くことなる分野であっても資金運用の観点から企業買収を行うケース

買い手と売り手が不鮮明な場合として、スケールメリットを求めて同業の会社数社がグループ関係を築いたり合併したりケースもある。

3 . ヒアリング結果 手法

中小企業がM & Aを行う際の主な手法としては、営業譲渡が最も多いとの声が圧倒的。合併や株式交換・株式移転等は少数との認識も一致。

〔ヒアリングでの声〕

- ・合併は、承継会社が簿外債務等不可測なリスクを背負う可能性があるため、あまり活用されない。
- ・株式交換・株式移転及び吸収分割は、事業分野が広がり、所有と経営の分離が進む段階でニーズが出てくるので、中小企業のM & Aではあまり活用されない。
- ・キャッシュを欲しがる中小企業が多いこと、またM & Aの結果、支配権を獲得できない場合、中小企業の株式の所有意義は大幅に低下してしまうことから、手元に株式が残る手法は好まれない。ゆえに、現物出資や事後設立、なども少ない。

3. ヒアリング結果 その他

[ヒアリングでの声]

- ・含み益のある資産がある場合は、資産譲渡益課税とみなし配当課税を回避するため、税制上の適格にあてはまるように実務で処理されることが多い。

(注) 税制上適格合併とされるための要件

(1) 企業グループ内の組織再編

持株割合100%のケース ... 対価要件(株式以外の資産交付なし。以下同じ。)

持株割合50%超100%未満のケース ... 対価要件に加えて、

独立事業要件(移転事業に係る主要な資産・負債の移転があること)

従業員引継要件(移転事業に係る従業員が約80%以上承継法人に引き継がれること)

事業継続要件(移転事業が承継法人において引き続き営まれていること)

(2) 共同事業を行うための組織再編 ... 対価要件、独立事業要件、従業員引継要件、事業継続要件に加えて、

事業関連性要件(移転される事業と承継法人の事業とが関連性を有するものであること)

規模要件or役員引継要件(合併・被合併法人の売上金額等が5倍を超えないこと、又は、被合併法人の役員と承継法人の特定役員とが引き継がれること)

株式継続保有要件(対価として交付された株式の約80%が継続保有されることが見込まれていること)

- ・第三者同士のM & Aの場合、吸収合併等取得側が明らかである場合はもとより、対等合併の場合であっても、互いのデューデリジェンスを厳密に行った上で合併条件等が決まってくるので、実務としてはパーチェスに近い形で時価処理されることが多い。

- ・中小企業の場合、普段から不良資産についての処置(引当や減損処理)を行っていないケースが多く、その点がきちんとなされていれば、企業結合のステージにおいて大きな問題が生ずるケースは限定されるのではないかと。